②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 26 年３月 31 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

道路の種類	路線名	区間
一般国道	16号	川越市大字大仙波字清身場973番８から同市大字大仙波字清身場970番１までの下り線
一般国道	16号	川越市大字大仙波字清身場970番１から同市大字大仙波字弁天前328番１までの上下線
一般国道	16号	川越市大字大仙波字弁天前328番１から同市大字小仙波字貝塚1086番１までの上り線
一般国道	19号	松本市渚一丁目289番１から同市渚一丁目291番15までの上下線

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 26 年３月 31 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道24号	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町376番から京都府京都市南区東九条河西町１番まで
一般国道24号	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字西宝形2572から和歌山県紀の川市重行字東中原342番１まで
一般国道42号	和歌山県田辺市稲成町字下組2948番６から和歌山県田辺市芳養松原２丁目1479番１まで

２　指定する期日　平成26年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 26 年３月 31 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道24号	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町376番から京都府京都市下京区烏丸通七条上る桜木町99番まで
一般国道24号	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字西宝形2572から和歌山県紀の川市重行字東中原342番１まで
一般国道42号	和歌山県田辺市稲成町字下組2948番６から和歌山県田辺市芳養松原２丁目1479番１まで

２　指定する期日　平成26年４月１日

３　通行方法　１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

四国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 26 年３月 31 日

四国地方整備局長　三浦　真紀

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道33号	愛媛県松山市北井門２丁目190番１から愛媛県松山市井門町1458番１まで
一般国道55号	徳島県阿南市津乃峰町東分85番13から徳島県阿南市橘町大浦157番15まで
一般国道55号	高知県香南市香我美町徳王子字若紫450番１地先から高知県香南市野市町東野字ツノ丸1134番１地先まで

２　指定する期日　平成26年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 26 年３月 31 日

四国地方整備局長　三浦　真紀

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道33号	愛媛県松山市北井門２丁目190番１から愛媛県松山市井門町1458番１まで
一般国道55号	徳島県阿南市津乃峰町中分219番１から徳島県阿南市橘町大浦157番15まで
一般国道55号	高知県香南市香我美町徳王子字若紫450番１地先から高知県香南市野市町東野字ツノ丸1134番１地先まで

２　指定する期日　平成26年４月１日